

次に、議席3番、須藤信吉君。

〔3番 須藤信吉君登壇〕

○3番（須藤信吉君） 皆さん、こんにちは。本定例議会最終バッターとして登場いたします須藤でございます。駅伝大会であれば最終ランナーという花の席なのですが、今回議会においては私の項目については全部前任者が質問され、答弁もいただいています。私がつくった質問事項も大幅に変えていかないとやっていけないということなので、ちょっと聞きづらい点もあるかと思っておりますけれども、その辺はご了解いただいて質問に入りたいと思います。

議席番号3番の須藤でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に基づきJT跡地の3点、ふれあいの里幼稚園について1点、染谷川改修について2点、国民健康保険税について1点、以上4件を質問させていただきます。執行部の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、項目1の子育て支援センターの件ですが、この件についてもJT跡地については2年強という審議をされて、一応決定もされましたけれども、またいまだかつて先が見えていないような項目が、この子育て支援センター、環境整備、あとは医療モールの件だと思います。これにつきましても、①の子育て支援センターについては実際にどこにどのような施設をつくるのか、まだ私も住民に聞かれても説明はできていない状態です。これについても齊藤政一議員から質問がありましたけれども、もう少し中身の濃いと言っては失礼かもしれませんが、答弁をいただければと思います。二転三転して、場所もまだ決定されていないような答弁と見受けました。

あと、環境整備については、町長の町政報告の中に、安全地帯については契約がされた。これについては、いつごろ着手されるのか、この辺のご答弁をいただければと思います。

医療モールですけれども、医療モールはプロポーザルの審査会においても目玉の一つかと思っております。これにおいて一般から集められた審査委員の人にも、医療モール、こんなに立派な物をつくっていただくのであればこれが一番いいというものも提案されたものでございます。この辺においても、もう少し明快なる回答をいただければと思います。

それから、項目2のふれあいの里幼稚園、①、今後の進め方ですけれども、平成22年度廃園の予定という情報だけが先行されまして、実際に私も地区に帰りまして、本当になると言われたときに、その答弁に困っている状態です。実際にどのように進めて計画されているのか、これも午前中の齊藤議員さんから質問があって答弁がありましたけれども、これについてももう少し明確な回答をいただければと思います。

それから、項目3の染谷川改修についてですが、①、改修工事の進捗状況について、この辺も先ほど木村議員さんの質問事項にも重複しますが、12月の定例議会において染谷川の改修工事の進捗状況も質問して報告されています。答弁を受けていますけれども、その回答に対して実際にどのように進められているのか。この中において一番の問題点は、3カ所の橋の状態であると。その354のところの橋のかけかえ工事が一番最初ではないかという答弁もいただいております。それにおきまして、今検討の交渉がどの辺まで進んでいるのか、その辺のご答弁をお願いいたします。

それから、現状での維持管理、これも木村議員さんが先ほど質問されまして、今の状態、この状態を最小限度、その冠水に対して何らかの対策をとられているものは、実際には今現在はごみの回収、除草、あと汚泥の対策だと思います。上小橋の話をお聞きすると、汚泥を上げてくれるのだったら、その自分の

土地を提供するというものも聞かれています。実際にこの辺のものは計画をどのようにして進めたいのか、町当局でその辺の案があるのであれば、その辺を説明していただきたいと思います。

それから、4番目の国民健康保険について、これも本当に倉持議員のほうから質問がありまして、入り口の分、内容の分も一部もう全部答弁されております。この辺も重複しますので、私のほうはこの保険税が増額されると、これにおいて滞納も発生するのではないかと先ほど倉持議員も心配されておりましたけれども、その辺について、やはり税ですので納めていただかないと経営は成り立たないということだと思います。この辺について、実際に執行部ではどのような対策をとって、どのように進められているのか。また、できればモデル的に、資産のある人、資産のない人、これについての年収に対してどのくらいの増額になるのか、それについてもご答弁いただければと思います。

以上4点について、私なりの質問をさせていただきますので、答弁のほどよろしく願いいたします。
○議長（田山文雄君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

副町長。

〔副町長 古谷 功君登壇〕

○副町長（古谷 功君） それでは、J T跡地についてのご質問につきまして、お答えを申し上げます。

まず、第1点の子育て支援センター建設について、どこにどのような施設をつくるのかというようなご質問だと思います。これらにつきましては、先ほども答弁させていただきましたけれども、担当者の中で協議をしまして、最低限必要な設備というようなことで、平面配置図に落としまして、これらに基づいた設計をお願いしたいということで、10月当時ウエルシアのほうにはお願いしたところでございますけれども、ちょっと待っていただきたいというようなことで、まだそれらの成果が上がっていないというようなことでございますので、早急をお願いしたいということで、ことしになりまして1月19日に再度お願いに参ったというようなことでございます。

内容的には、私どもといたしましては必要最小限の設備や、このような案を入れてもらいたいというようなことでございますけれども、全体の予算がどのくらいかかるのかというようなことも含めまして、施設の整備、備品、外構工事、そういうものを全部含めてどのくらいかかるのか、それとその事業範囲、どこらまで費用負担、これも含めてご検討願いたいということでお願いをしております。これから再度詳細につきまして決めていきたいというように考えております。

建設場所等につきましては、けさほど町長のほうからもお話がありましたと思いますけれども、基本的にはJ T跡地ではないかなと、私は思っております。

それと、環境整備の件でございますけれども、これらにつきましても要望をいたしました。これらにつきましても、歩道部分につきましては早期の着工というようなことでございまして、現在工事は発注されているというようなことは聞いております。まだ、現場には入っていないようでございますけれども、歩道部分についてのみ発注してあるというようなことでございます。

さらに北側の町道分に6尺道路があるのですけれども、これトヨタ分につきましてはセットバックいたしまして、3メートルの道路になっております。J T跡地の分が、これはその施設の整備に合わせて当然セットバックしなくてはならないかなと思っておりますので、それらを含めましてすべてがセットバックいたしますと、6尺の道路が3メートルになるというようなことでございますので、それらにつきましては、その子育て支援センターの施設の整備とあわせて、道路の整備は行っていきたいというふ

うに思っております。

さらに医療モールの件でございますけれども、これらにつきましても建物自体は12月に完成しております。500坪の建物が2階部分でございますけれども、現在受け入れ態勢はできておるといような状況でございます。しかしながら、仮契約までされておりました眼科医でございますか、これらにつきましてはほかの地域にオープンしてしまったというようなことで、現在入る予定がないというようなことでございます。そういう状態でございますので、現在進出される診療科目につきましては、まだ目安がついていないというような状況でございます。ウエルシアといたしましても、500坪の設備を投資してあけておくわけにはいかないというようなことで、積極的な誘致活動はしておるようでございますけれども、非常にこの社会情勢、医者不足ですか、各地域からお医者さんが引き揚げると、医院が閉鎖するということも各地域には起こっているような状況でございます。そういう中で、なかなか新規の誘致が非常に難しいのだというようなことは聞いております。そういう事情でございますので、ご了解を賜りたいというように思っております。

○議長（田山文雄君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 今後J T跡地は、当初計画を審議しまして、議決もして、そこまで信頼のもとに進めていくと。そういうものの言葉的なものについて、私たちも執行部の意向に関しては議決を行ったわけです。その後について、なぜまだこういう本当に住民が望んでいた子育て、あとは医療モール、この辺についてまだ町として本当にやらなくてはいけないと、これをつくらなかったら大変だと思うのです。これは、公的なものから民に売ったわけですから、それに対して公的の責任の度合いもあるのではないかなと。いまだかつて医療モールも建物ができなければ信用できないとか、そうでないと話し合いができないと。今度は、建物ができましたら、今の時世によって医者不足とか言われますけれども、でもこの計画がされたのはもう2年前に入っているわけです。

ですから、町としてやっぱり何をやらなくてはいけないのか。それについて午前中の答弁を聞いていますと努力しています、そういう言葉だけの回答で先に見える回答、私たちが責任を持って住民に説明できる回答は、私には理解できないのです。それについて町長から、この3点について答弁をお願いできればと思います。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 齊藤議員さんの質問にお答えしたとおりなのですが、実際問題として子育て支援センター、これについては、あそこを最初ウエルシアが工事をやっているときに、歩道だけでもやってほしいとお願いしたのです、当時。そうしましたら、今こういうふうに議会で百条何とかで調査されている間に町の土地へ手をつけることは、私のほうとしてはできませんなんていうことを言われたことあるのですけれども、そういう事情も正直言ってございました。

医療モールにつきましても、できるだけこれは早い誘致をお願いしているところですが、いかにせん医者というのは人間でありますから、なかなか。機械であれば簡単に持ってくることはできますけれども、これからも粘り強くお願いして、医師に一日も早く来ていただけるようなこういう努力をす

るとしか、申し上げようがないというのが実態であります。

そういうことでございますので、子育て支援センターにつきましては、これは何としてもやってもらわなければいけませんから、今度は手をつけていいよという許可、この間協定を結んで、今度の歩道についてもやっていただくことをしたわけでありまして、それくらい相手も慎重に扱っているといえますか、気を使っているといえますか、そういう部分もあったことも事実でございまして、今後積極的な話し合いをして、一日も早く完成できるようにしたい。医療モールについても、一日も早く医者を呼んでいただきたいと、こういうふうなことをお願いしてまいるしかないのではないかと、このように思っております。

最初から、医者がここへ建てるというのであるのとは違いますから、その辺のところはある程度施設ができていますから、あとお医者さんをどう確保するか。これどこの病院でも今同じことで、お医者さんの取り合いをやっているわけですから、そういう中で地域が、多分当時はちゃんと医療圏のあれを調べてつくったのだと思います。それが来なくなったということもありますので、これからもそういうものを示しながら、話し合いながら進めていきたいと、こう考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（田山文雄君） 須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 1番か2番、3番、ちょっと前後していますけれども、医療モールについてはウエルシアの鈴木社長のほうから説明を聞いたときに、医療モールはこういう立派なものがあるのだと、私どもがやっているのは千葉県野田市の七光台、あそこにあるから見てきてくれと。あそこで胸を張っていたわけです。私もあそこを見てきました。そうしたら、こういうものができるのであれば、確かに2階に医療モールができていますから、下にショッピングモールがありまして、これであれば地域住民の方が安心して買い物をして、医者にかかれるというものを想定していたわけです。それが、一向に先に進んだ回答が得られないと。今、話を聞いても、こんなこういう時代で医師不足で、あそこを開設するのは非常に現状は難しいと。多分ウエルシアの鈴木社長も二、三年は無理だということも、はっきり答弁していると思います。眼科だけは来ると。みんな眼科ができればいいなと、でも今度は眼科ができないと。そうなる、何を私たちは住民に説明をして、やってきて、これもできないのだと。では、その話は何だったのという今状態です。これについては、また話し合いが持たれると思いますので。

あとは子育てなのですけれども、子育て支援センターも、これは場所も先ほど午前中の答弁において、その商業地域に、あの出入りが多い中において危険であると町長答弁がありましたけれども、当初J T跡地は、あそこは非常に環境がいいと、つくられると。それであって、多分19年11月だと思います。全協の中において、あそこはいろいろな問題があって、安心安全の点から法務局跡に移設も考えられるのだと。これは、ウエルシアと話をしたときに、土地の買い取りは前回と同じ坪12万円で買っていただくと。6,000万円で1,000万円は法務局跡の施設の取り壊し作業にかかる。5,000万円残りますと。その5,000万円は、20年度の予算が厳しいので、そこに組み入れると。これは全協で私聞いているわけですので、公式の場ではないのであれですけれども、そういうものを聞いて、私たちも実際に1か月ぐらい議論したことがあります。町の財政が厳しいのであれば、これやむを得ないでしょうと、そういう結論に来ているときに、今度は要望書を齊藤政一議員から話がありましたけれども、要望書、意見書、請願書、いろいろ出されています。それによって、では松岡町にまた戻るのかなと、多分それは思ったと

思うのです、あれを見たときには。請願書の内容を見てみますと、その地元の人たちは、早くあそこを開設してほしいという旨の文面だと思えます。

実際にではどこにやるのかといいますと、まだ検討中とかとありますけれども、実際にあそこの土地を管理している最高責任者であります野村町長におかれまして、今この現状を一切どのようにしなくてはいけないのか、町の立場としてもしご答弁いただければと思います。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 当時はいろんな構想がありまして、そのとおり順調に進んでくれば多分そのとおりにいったと思いますけれども、その間にいろんなことがありましたから、これは相手もいろいろ心変わりもしますし、私のほうでも思うとおりにいかない部分もありまして、今ではどうするのだということだと思うのですけれども、とりあえず歩道ができた時点で本当に危険なのかどうか、車の出入りに。これらを確認してみたい、あそこでいいということになれば、あそこにつくりたいと。これは、基本的にはそう思っています。

では、非常にあそこが危険であるというか、あるいはそういう意見が、実は松岡町の方と私先般も100人ぐらい集まって一緒に懇談を3時間ぐらいやっています。そういう中でも、やっぱりあそこは野村さん危ないよという人もいます。そういう方ももちろんいらっしゃいます。そういうことを含めて、では歩道整備も今度やっとならざるを得ることになりましたから、歩道ができた時点でその車の流れとか度合いとかをよく判断をさせていただいて、これは一日も早くやらないと本当にできなくなってしまう可能性がありますから、積極的にこれは話し合いをして進めていきたいと思っています。町の財政事情からいったら、19年にお話ししたとおりは間違いありません。それはそれで確かなことでもあります。現在でも、その気持ちは変わりません。

ただ、先ほど言ったとおりの状況でありますから、つくることは何としても優先しなければいけないと思っていますので、そういう方向をこれから見きわめて話し合いをしていきたいと思っていますので、よろしくご理解をいただきたい。

○議長（田山文雄君） 須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） J T跡地については、質疑のやりとりで終わってしまうような感じ、結論が、結果がまだ見えてこないような気がします。これ以上やっても、この時間内には解決できないと思います。これについては、また先ほど齊藤政一議員が言われましたとおりの話し合いをしたいというのがありますので、そのほうに向けていきたいと思っています。

J T跡地については、予定どおりやっていただきたいということをお願いしまして、1項目めの質問は終わりにします。

○議長（田山文雄君） 続きまして、2項目めの答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐怒賀政守君登壇〕

○教育長（佐怒賀政守君） 続いて、ふれあいの里幼稚園についての質問にお答えいたします。

今後の進め方についてであります。まず最初にこれまでの経過について述べたいと思います。町が、境町民営化検討委員会に平成17年12月諮問した結果、平成18年9月にふれあいの里幼稚園の民営化につ

いて答申がなされました。この内容は、公共サービスの中であっても行政が担わなければならないものと民間でも十分担うことができるものがあり、行政改革を行う上で最も大切な視点は、真に行政が担わなければならない仕事だけに絞り込むことである。その上で民間でも担うことができるものは、民営化していくことが必要である。これを踏まえ、町立幼稚園の役割は終えたものと言わざるを得ないので、おおむね3年から4年後に民営化すべきである。そして、町立幼稚園利用を希望する保護者等に詳細なる説明をし、理解が得られるよう最大限の努力をすること。また、移管先法人等については地元の民間経営者の意見を十分尊重し、公平、公正に行うこととし、移管先法人等を公募した結果、引き受け法人等が見つからないときは廃止を含めて検討すること。さらにこれらを検討の際に要望として、福祉と教育の充実をなお一層図るために、個々の所得格差に配慮した施策も必要とするものでした。

町では、平成19年6月広報紙に答申内容を掲載し、公表しました。同時期に庁内に民営化調査委員会を組織し、結城市の幼稚園の視察や民営化についての町内私立幼稚園や保育園との意見交換会を開催、平成19年11月に町立幼稚園就園児の保護者を対象にアンケート調査を実施し、協議検討してきたところであります。

意見交換会では、民営化した場合と廃園した場合のご意見を聞かせていただきました。意見の内容は、借地料や維持管理費等を考えると引き受けが難しい。公募による町外の法人等の参入はしてほしくない、現在の私立幼稚園においては廃園しても園児を受け入れる用意がある等がありました。

また、アンケートの結果についての意見では、保育料が安い、学習内容がよい、建物環境がよい、今のままでよい、職員の対応がよい等がありました。

最終的な検討の方向性については、町立幼稚園開園以来1校1園で民間業者に配慮した1年保育で実施してきたことを踏まえ、答申にもありますように地元の民間業者の意見を尊重した場合、民営化は難しいため、平成22年度を目途に廃園の方向で考えることといたしました。

今後は、町民の皆様へ説明、廃園後の起債償還金や国庫補助金の返納や跡地利用、学童保育の運営や職員の配置問題、土地所有者との協議、バス送迎の委託業者との協議、さらに私立幼稚園児童には所得に応じ就園奨励費が支給されていますが、答申で要望されました廃園後の低所得者への配慮等多くの課題があります。また、議員各位から全員協議会においても貴重なご意見をいただいたところであります。これらをできるだけ早い時期に方針を決定し、町議会を初め町民の理解が得られるよう進めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田山文雄君） 須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） これは午前中に、今の教育長の答弁はある程度確認していただきましたので、それと重複しますので、私はこのふれあいの里幼稚園民営化、先ほども言いましたけれども、その廃園という言葉がもう先行して、子供を持たれるお母さんたちが実際に3歳児、4歳児をお持ちの方、その人たちが実際に22年度は廃園になるのですかというのがあります。あとは、ファクスでも来ています。その辺において、実際にここにふれあいの里民営化計画とありまして、平成19年6月14日より民営化調査委員会というのをつくられたかと思うのです。このように5回ぐらいやったのですか、5回もこれやっているわけです。それによって、いまだかつて町長の町政報告の中においても平成22年度でその廃園を進めたいとあるのですけれども、ことしの9月にはもう幼稚園児の募集が始まると思うのです。今3歳児、

4歳児を抱えているお母さんたち、この人たちが実際に今のところ預けている保育園、あとは私立の幼稚園、そこで継続させるのか、不安があると思うのです。その辺においても、ちょっとこの進捗状況が遅いのではないかなど。情報が先に行って、まだ内容が固まっていないと。その辺について、町長のご答弁をいただければと思います。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） そういうことも踏まえまして、教育長のほうに教育委員会として十分そういうことのないように注意してほしいということで、今協議をさせていただいて、先ほど教育長が申し述べたような形になっているところであります。

確かにこれ、正直言って私今詳しい資料もつくらせています。例えば所得層が何人いるかまで全部調べています。今のところ、私が思うに、就園奨励費の関係をあわせますと、低所得者が私立へ行ってもほとんど経費は変わらないというふうな状況等も見受けられます。そういうものも含めて、今入る人が一番大事でありますから、まずそういう人たちの意見ももうちょっとまとめなければいけないのかなどは思っておりますけれども、それらの協議をもう慎重にやりなさいということでお願いをして、教育委員会のほうで今やらせていただいております。

不安が起きないように十分注意してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（田山文雄君） 須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 順番が逆だったのか、私が回答を先に求め過ぎたのか、内容についてこの辺のものを教育委員会のほうで、教育長なり教育次長なりがその辺のものを資料作成して、現在持っている。その辺のものがあれば、ちょっと簡単に説明をしていただければ。

今就園奨励費というのがありますけれども、これは今公立に通っている人、これが私立に入った場合に、本当に今町長が答弁された内容で同額ぐらいのもので入れるのか、その辺をちょっと説明していただけますか。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長 青木繁明君登壇〕

○教育次長（青木繁明君） それでは、お答えいたします。

先ほど町長の答弁がありました就園奨励費の件でございますが、これが現在町立に来られている方はある程度定額の保育料で入っていらっしゃるのですが、私立の幼稚園に行かれた場合には、国の補助も含めた就園奨励費というものが現在出されております。これにつきましては、細かいランクづけ、例えば所得割によって出ている。それと、幼稚園に1人行っているか、あるいは2人行っているか、3人行っているかによって1人当たりの単価も全然変わってきます。そのあたりがちょっと複雑なのですが、例えば生活保護者あるいは町民税の非課税世帯等におきましては、町立幼稚園、私立幼稚園は町内3幼稚園を平均しますと、大体28万円から9万円になります。

まず、例としまして1人の子供さんが幼稚園に就園しているという場合には、就園奨励費が現在14万6,200円出されております。これを差し引きますと、約13万9,000円程度の形になります。それから、ふれあいの里幼稚園の町立の幼稚園が大体11万2,000円程度年間かかりますので、差し引きでいいます

と町立幼稚園と私立幼稚園、就園奨励費をもらった方の私立幼稚園の費用を引きますと、大体2万7,000円ぐらいの負担が出てくるというふうな数字上はなります。

先ほど言いましたとおり、1人が行っているか2人が行っているかということで金額が違います。もし、例えば幼稚園に2人就園している場合には19万円、3人の方が幼稚園に行っている場合には26万円というふうに金額が大分違いますので、逆にその私立幼稚園に行って奨励費をもらおうと、ふれあいの里幼稚園に行っている費用よりも安くなる方もいらっしゃるかと、そういうことも出てきます。例えば私立幼稚園の金額から奨励費をもらおうと、町立幼稚園の年額よりも少なくなるという方も出てくる状況にあります。

そのあたり、細かい区分けがありますので、ちょっと一概にはなかなか言えませんが、そういうふうなことも今現在調査をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田山文雄君） 須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 余り時間もなくなってきましたので、幼稚園についてはもう一件だけ質問させていただきます。

養育費については、今答弁をいただきました内容ではそんなに差額はないと。反対に町立の幼稚園に行ったときのほうがプラスの可能性も出てくるという可能性の答弁を今いただきましたけれども、実際にこういう保護者の方が心配されている私立の幼稚園に行くとなると、負担がふえるという認識はあると思うのです。ましてやそういうものをPRしていただければ、そんなに問題はないのかなと思います。今の答弁では。

それと、あとは今使われている施設の問題、跡地利用の問題、この辺のほうが大変なのかなと思われる。先ほど答弁の中に、ふれあいの里幼稚園は1年保育ということで、これを民間にもし渡した場合には、民間ですから当然2年でもやりたい、3年でもやりたい、ほかのもやりたいということになってくると思うのです。そこにはやっぱり多少なりの歯どめがかかっていますから、なかなか入ってこれない。

当然今の人員であれば、既存の私立保育園、幼稚園で人員はカバーできますと。されているのであれば、なおかつあそこに入ってくださいとは言えないと思うのです。ですから、その跡地利用、この辺についてももう少し内容がわかるような説明をしていただければ、そんなに難しい問題ではないのかなと。

一応、幼稚園につきましては、きょうその辺のものについて、これは教育長、教育次長のほうでは相当もう試算もされていると思うのです。その辺において、最終的には最高指揮権者の町長のご判断になるのかなと思いますけれども、この辺も十分考慮していただいて、なるべく早くご決断をしていただければと思います。

では、ふれあいの里幼稚園については以上で、町長のほうにはなるべく早いご決断をお願いするというところで、この質問は終わりにいたします。

○議長（田山文雄君） 続いて、質問の3項目めに対する答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 齊藤時雄君登壇〕

○産業建設部長（齊藤時雄君） それでは、私のほうから染谷川改修についての質問にお答え申し上げます。

ます。

染谷川改修事業の進捗状況については、全体計画の延長2,160メートルのうちの約566メートルの区間が整備済みとなっております。用地取得につきましては、全体計画の約87.75%となっております。昨年須藤議員さんより質問がございました12月の一般質問のときの答弁時より、1.57%進捗しております。少ない予算の中ですが、早期完成に向けて鋭意努力したいと思っております。

それと、対象になる橋なのですけれども、これにつきましてはまず若・境線の上小橋分の橋が対象になっております。それから、日本板金のところの町道の橋のかけかえ、それとその下に下小橋と354の間がございます、これは完成してはいますが、竹下橋という橋がございまして、その3本になってございます。現在前にもご質問がありましたように、この染谷川の改修につきましては354の橋のかけかえ、下流分からの工事ということになっておりますので、その部分の県との交渉がまだ今続いているところでございます。県からの説明によりますと、大体県事業でしかできないということでありまして。国補事業ではできないので、県の事業と、それと染谷川改修事業、この中で事業者負担の中で今後やりたいのだという話が昨年度来ましたので、町としても予算の計上等がありますので、今検討している段階でございます。

次に、現状の維持管理につきましてですが、夏場におきましては染谷川の除草行い、また定期的にごみの撤去や周辺のU字溝、これの水路の清掃を行っているところでございます。また、白石段ボール工場がありますけれども、あの部分が堆積して水の流れが悪いのではないかとということで、あの部分についても一部清掃した中で水の流れをとりたいたいということで、今年度中に計画しておりますので、今後も先ほど木村議員のほうにも説明しましたように、ある程度のできる範囲の中で皆さんに迷惑をかけないよう、今後も染谷川改修等に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田山文雄君） 須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 染谷川については、先輩議員の齊藤政雄議員も、もう古くからこの染谷川についてはやっている、なかなか進まない。その辺については難しいよと言われてはいますが、その行政区の中を走って、その冠水の問題が発生していますので、あえてこの問題については今回も質問させていただいたわけです。

改修工事については、これは予算が伴うのであれかもしれないですが、2番目の現状での維持管理、これについては最低でもこれやってほしいと、地元の方は言っています。除草であり、汚泥の対策。汚泥については、あそこから上げて出す場合には、もう産廃になると。これは莫大な費用がかかる、これはわかっています。それについては、地元の地権者の方は、あそこの汚泥のさらいをやっているだけであれば、のり面に張りつけてもいいのかなと。これは、まだ最終的に話し合いをしませんけれども、それをぜひやってもらうような方向で進めたいとも言っていますので、その辺もよろしくお願いいたします。

実際にこれ、染谷川の汚泥を1回やったと思うのです、のり面に張りつけたのは。多分あのときには生井土建さんがやられたと思うのです。そのときの費用は、大体どのくらいかかったのか。これは、なかったものですから、もし概算で出るのであれば答弁願います。

○議長（田山文雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（齊藤時雄君） ご質問にお答え申し上げます。

須藤議員さんがおっしゃるように、地元の方の協力を得られて搬出はしなくても済むということであれば、大体メーター2,500円ぐらいの金額でできるかと思います。これを搬出すると、その10倍以上のお金がかかるという形になりますので、今後議員さんにもお願いする中、地元の協力を得て、今後のその対策、それから工事の内容等について検討した結果、できる範囲の中で対応させていただきたいと思っております。よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（田山文雄君） 須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 今産業建設部長のほうから、その汚泥、除草に対してはやっていただけるとお約束いただきましたので、これは地元の方と話をしまして。

なぜ質問したかといいますと、1度汚泥を払ってもらったときに、確かに一時的にはたまと。でも、これが3分の1ぐらいの時間で引いてしまうと。それによって、その安心感も出てくると。

ですから、その辺について再度検討してはという区長さんもお話でありましたので、この辺も質問させていただきました。この染谷川改修工事については、継続的に執行部におかれましても重点項目として対策をとっていただきたいと思います。

これで、項目3の質問は終わりにします。

○議長（田山文雄君） 続いて、質問の4項目めに対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 猪瀬晴男君登壇〕

○民生部長（猪瀬晴男君） それでは、最後になります。

〔「定年退職ですか」と言う者あり〕

○民生部長（猪瀬晴男君） 私も最後なのです、議会。須藤議員も最後なのです。

先ほど倉持議員さんが国民保険税については大体質問していただいて答弁されたかと思しますので、私のほうから一例を挙げまして、大体このぐらいになるのですよということをご説明申し上げたいと思います。

例えば年収が340万円の場合、それで固定資産税がかかっていない人、固定資産税を持っていない人、世帯が3人の場合、それで介護の2号被保険者が2人、国民健康保険で介護といいますが2号なのですけれども、2号というのは40歳から64歳までの方が2号保険者です。1号の場合は65歳以上の人です。これは、国民健康保険とは別に介護保険料として取っています。介護2号被保険者が2人及び本人での20年度の税率で算出すると、20年度の場合には税額が26万1,480円になっていました。改正前です。改正案によりますと、これが35万5,400円となります。金額にして9万3,920円の増になります。あくまでもこれは一例です。いろんなケースが、これ出てきます。

状況なのですけれども、例えば所得の状況、それから資産がある、ない。資産があった場合、どのぐらい固定資産税を払っているかによっても随分違います。さらに平等割は1世帯幾らと決まっていますけれども、その中に家族構成が何人いるか。3人いるか、5人いるかによっても違ってきます。さらに2号の介護の保険者が何人いるかによってもこれ違ってきますので、いろんなケースがあります。ですから、上げ幅が多少しか上がらない人、あるいは限度額の人には限度です。限度額に近い人は、限度に行ってしまう人もいます。ですから、ケースによって、この項目によって随分違いますので、一概にこれと言えませんので、とりあえず例として挙げました。

資産が、もしくはこの人が固定資産税を10万円から払っているとしますと、約4万5,000円がプラスになります。固定資産がある人、土地、家屋がある人で10万円から払っていた場合には、プラス4万5,000円多くなるということです。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田山文雄君） 須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 今こういう世の中の情勢において、その税の負担というものについては、一般住民の方は相当国民健康保険が上がりますということについては、非常に関心を持っていると思うのです。では、実際に1回の納付がどのくらいになるのかなというのもあると思ひます。

今民生部長のほうから資産なしと、資産ありということにおいて説明をいただきました。これを、もし20年度のもので試算したのと、21年度、今度新しく増額するのにおいて金額はどのくらい差が出るのか。

○議長（田山文雄君） 民生部長。

○民生部長（猪瀬晴男君） お答えいたします。

金額の差の場合には、先ほど申しましたようにいろいろな状況によって違ひますので、一概に言えないと思ひます。ですから、あとその納税者の負担感だけを考えれば、今現在6回なのですけれども、これを8回にしていけば、1回当たりの納税額は少なくなると思ひます。ただ、合計は変わらないです。ただ、負担感だけは軽くなると思ひます。ただ、ここの行政の事務方からすれば、今度電算機の委託料とか、あるいは毎年3月末になると、年度末になると保険証を新しく交付します。そうすると、そのとき滞納がある人は納税相談ということで3月末に来てもらうのです。そのときに上がる金が大体150万円くらい上がるのですけれども、今度それが8回にもしかないと、3月末の納税相談はちょっと事務的な流れで難しいのかなという感じがいたします。ですから、納税相談の150万円と、あと委託料の関係の50万円、200万円くらいがちょっと、負担の予算が出るのかなという感じではあります。よろしくお願ひします。

○議長（田山文雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時40分

○議長（田山文雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生部長。

○民生部長（猪瀬晴男君） 先ほど、倉持議員さんのときも答弁したのですけれども、大体いろいろな資産割とか税率等については、県西地区は、そんなもうほとんど遜色はないような状況になってきています。

境の場合は、普通は大体3年に1回見直しのところ、5年までこう引き延ばしてしまったので、それで上げたということなものですから、足並みをそろえてきたということではあります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（田山文雄君） 須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 国民健康保険の基金に相当苦労していると。これは、前回全協においてこの保険税の増額ということで説明を受けていますので、その辺は私も理解はしています。

ただ、今1回の納付金額において20%なり25%なり、ここにプラスになってくるのかなど。そうすると、今もらっている人たちの給料体系もそれなりに上がるのですけれども、給料は下がっていると。そういうその生活に追われている状態において、この近隣市町村の納付回数を見てみますと、先ほど民生部長から答弁がありましたとおり、県西地区では境町と五霞町だけが6回であると。それは、メリット、デメリットあると思うのです。でも、ほかの地区は8回、多いところでは10回というのもあります。そうしますと、6回と8回にした場合、20年度の納付金額に対して8回にした場合は、1回の納付金額は大体同等ぐらいのものになるのかなというものを私違うところで試算をしましてやったときには、そういう金額になってくるのかなど。そうすると、回数はふえますけれども、毎月の月収においてはもう決まっているわけですから、できれば納付回数の6回を8回にさせていただければ、その住民の方も、回数はふえたけれどもこれは増額についてはやむを得ないと判断したときに、その辺について事務的にその処理が許されるのであれば、21年度は8回というものを私はできれば要望したいのですけれども、町長のお考えをお願いします。

○議長（田山文雄君） 答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 国保の加入者というのは、給料取りというのはほとんどいないのです。これ勤めの場合大体社会保険に入るのが、これは法律で大体決められているわけですから。そうしますと、ほとんど自営業の方、農家の方、こういう人が国民健康保険の対象になっているわけでありまして。ほとんどそうだと思います。勤めでも入っていないところも当然あるでしょうけれども、これは今は人を使う場合は、たしか3人だったかどうかだか忘れてしまったけれども、これ社会保険に入れなければいけない法律になっているのです、法律的には。

ですから、前に旭化成の下請の会社なんか来て、けがしたときだけ入れてくれと来るのです。だから、それはおかしいでしょうと、社会保険で当然皆さんの会社はやらなければいけない法律なわけですよと言いますと、それはわかっているのだと。でも、それでは大変だから保険には入らないで、けがしたときだけ入りたいと言うから、それはちょっと認められないでしょうと話したことがあるのですけれども、そういう意味からいきますと、果たして8回にしたら、これは毎月お金の入ってくる人はちょっと楽といいいますか、8回にしたほうが納めやすいという面もあるかと思えますけれども、農業者なんかですと6回でも8回でも大した違いはないのかなという気もするのですが、ただいずれにしてもこれ見直すにはコンピューターから何から全部組みかえてやらなければいけませんので、今年度については6回のままやらせていただいて、1年かけてちょっと研究をさせていただきたいと思えます。

21年度からというのは、当面ちょっと事務的に全部組みかえなければいけませんので、難しい面があると思えますので、今年度は6回でやらせていただきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田山文雄君） 須藤信吉君。

○3番（須藤信吉君） 今町長の答弁において、国民健康保険については給料を毎月もらっている給料体系の人は余りいないと言いますが、これは今民間企業の雇用の対策を見てみますと、町長もわかりだと思えるのですけれども、正式社員の3分の2以上の勤務時間を超えなければこの社会保険に入らなくてもいいと思うのです。脱してしまうと思うのです。

私が、やっているときには4分の3という受け入れでした。金額は関係ありません。そうやってきますと、今社会保険に対して2分の1の負担をしなくては行けないと、会社関係は。それで、今その雇用の対応も契約とかパートとか、そういうもので苦労しています。そういう人が、今ふえているわけです。ですから、今は給料を月給制でやっている人は少ないと言われましたけれども、今ふえていると思うのです。そういうことを考えて、事務的処置が間に合うのであれば、できれば6回を8回にしてあげて、お金のある方は当然6回でも8回でも同じですし、払うでしょうし、今回の定額給付金ではないですけども、1万2,000円に対しても1億円の人でももらうわけですから、それについて本当に納付税者の対応、気持ちになって、できれば6回を8回ということで再度お願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田山文雄君） これで須藤信吉君の質問を終わります。

